あっせんの流れ

申請受理

あっせんは原則１回（半日程度）、通常約２か月で処理が終了します。
費用はかかりません。

申請人

手続開始

通知

あっせん手続き開始の通知を行います。
被申請人は、あっせんに参加することも参加しないこともできます。
通知後１０日程度で意思表示をすることとなります。

被申請人

【参　加】

【不参加】

あっせんの実施（１回半日）

あっせん開始

《あっせん委員》

個別の話し合いに移行

申請人とあっせん委員

あっせん委員を介して話し合いを行います。
（被申請人は別室で待機）

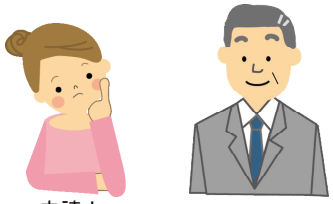

申請人　あっせん委員

繰り返す

被申請人とあっせん委員

あっせん委員を介して話し合いを行います。
（申請人は別室で待機）

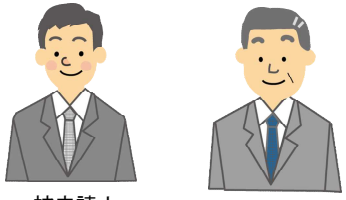

被申請人　あっせん委員

あっせんではどちらが正しいかなどの判断を行う場ではありません。
あっせん委員が双方の主張を聞き、主張が異なっていたとしても最終的に何らかの合意解決ができないかを調整します。

合意解決

合意した場合は、その場で合意文書を作成し取り交わします。
合意文書は、民法上の「和解」と同様の効果があります。

合意せず

あっせん委員の調整によっても、合意に至らない場合もあります。

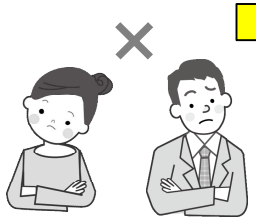

打切り

①合意しなかった場合

②被申請人が参加しなかった場合

あっせんは打切りとなります。

訴訟等のほかの方法を検討することとなります。

あっせん制度の利用にあたって

1　あっせんとは？

あっせんとは、中立な立場の第三者（あっせん委員）が当事者の間に入り､考え方を整理して双方の話し合いが円滑に進むように調整するもので､あくまでも紛争当事者双方の話し合いによって紛争の解決を図るためのものです。

あっせん委員は北海道紛争調整委員会の委員で弁護士や社会保険労務士などの労働問題の専門家で構成されています。

2　和解（解決）を目指します。

あっせんは、紛争の解決を目指しています。ただし、話し合いに関して何かを強制されることはありませんし、和解（解決）を受け入れるかどうかは双方の自由な意思に委ねられています。

3　歩み寄りが大切です。

あっせんで和解が成立するか否かは、双方が互いにどこまで譲歩し、歩み寄りできるかが大きなポイントになります。

また、対案を示して解決を求めることも出来ます。

4　話し合いによる解決です。

あっせんは、訴訟のように双方の主張をぶつけて、判断を求めるものではなく、話し合いによる自主的解決です。

5　あっせん委員による事実認定や判断はできません。

あっせんでは、あっせん委員が双方の主張を聞き、客観的なコメントを述べることがあっても、事実の認定やどちらが正しいのかなどの判断を行うことはできません。事実関係について双方の主張に食い違いがある場合は、主張の食い違いがある前提でも何らかの解決を図ることができないかとして双方の調整を行います。

6　打切りもあります。

当事者の一方又は双方からあっせんの打切りを申し出ることができます。また、あっせん委員が解決の見込みがないと判断した場合は打切りを行うことがあります。

7　不利益取扱いの禁止

労働者があっせんの申請をしたことを理由として、事業主が労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

（H27.12 WANPUG）

（被申請人用）

あっせん制度への参加をご検討のみなさまへ

あっせんとは、労働問題の専門家が公平・中立な立場で、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

北海道労働局雇用環境・均等部指導課